

## 家族の「多様化」と規範意識の変容

Changing Families in Japan:  
The Transformation of the “Standard family” Norm

梶井祥子

KAJII Shoko

The aim of this paper is to explore the changing family and its diversity in Japan. Nearly a third of all new marriage will end in divorce. Increasing number of children experience the separation of their parents.

First, using the original data concerning divorce, I will describe how children view living in different kinds of families and what they find helpful in working through these sometimes complex change.

Second, I will show how French family policies have responded to change in the families. Family life is the foundation on which our communities, our society and our country are built. In France there are increasingly divergent views on what actually constitutes ‘the family’, and there is now widespread acceptance of different forms of family life: cohabitation, lone parenthood, same-sex partnerships as well as heterosexual marriage.

Compared with France, the pattern of Japan is quite unique. In Japan, the transformation of the “standard family” norm is so tough. I examine the possibility of changes in family policies and systems.

### 1. はじめに— 家族の「多様化」をどう捉えるか

「家族」と呼んで慣れ親しんできた概念に、どうすれば時代に即した寛容性をもたせることができるのか。本稿での問題意識はそこにある。もちろん、問題意識としては新しいものではない。家族社会学は「家族」

の相対化に挑み続けてきたという経緯がある。しかし、家族社会学での専門的な議論は、多くの人々の〈家族にかける思い〉から乖離しているという指摘も受けてきた。そこで本稿では、人々が経験している多様な家族のありようを、「離婚」を手掛かりとした質的調査によって明らかにすることから始めていきたい。家族の「多様化」が現実の生活においてどのように経験されているのかを実証データから考察し、そのうえで、家族に関わる規範意識および制度の現状が多様な実態とどのように交錯しているのかを議論していく。

「家族」についての共有理解をしておこう。日本では「戦後近代家族」という〈あるひとつの家族の型〉が、1960年代から70年代前半までの高度経済成長期に広く定着したと言われている。その「戦後近代家族」として一般的に了解されている特徴として、①家庭という私的領域の確立、②性別役割分業(女性の主婦化)、③家族構成員相互の強い情緒的絆、ここではこの3点を挙げておきたい<sup>(1)</sup>。

高度経済成長が終わり低成長期に入った1980年代からは、この「戦後近代家族」の動揺が顕在化する。例えば、1983年までは緩やかな上昇傾向であった離婚率が、いったんは減少に転じたあと1988年に底を打って再び急上昇し始めたこと、また1980年に起きた金属バット両親殺人事件に象徴されるように、強い情緒的絆で結ばれていると信じられていた家族内部で、かつてなかったような暴力事件が起こっていたこと。人々に自明視されていた家族が、急に「不安定なもの」として語られるようになってきた揺らぎの時期である。ここから家族の「多様化論」も活発になってくる。家族変動としても捉えられる家族の「多様化」は、さらなる離婚率の上昇、シングルマザー(未婚の母)の増加、生涯未婚率の上昇、少子化、家族内での役割関係の変化などとして社会で現象化してくるのである。

これらの現象を「多様化」の指標とする場合には注意すべき点がある。

そこには<家族は安定的であるべき>、<子どもは結婚している親から生まれるもの>、<結婚はしたほうが望ましい>、<子どもは産んだほうがいい>、<家族役割はこうあるべき>というような諸々の家族規範が、暗黙のうちに了解されている可能性があるからである。「多様化」を話題にするとき、そこには「家族の理念型」というか、規範的あるいは標準的とされる固定的な家族像が前提とされているということに、慎重な目配りをしておく必要がある。

この点を自戒したうえで、本稿では家族の「多様化」は進行しているという立場をとって議論を進めていく。家族の「多様化」を人々の家族をめぐる多様な家族実践と捉え、質的調査のデータからそれを検証していくことになるだろう。結論めいたことを先に述べると、家族をめぐる多様な経験は、必ずしも家族規範への柔軟化につながらないという分析がそこではなされた。特に、親の離婚を経験した子どもの立場からは、規範意識が強化される可能性が大きいことも示唆されたのである。社会学者の木戸功は、次のように指摘をしている。

「近年のライフコースの『多様化』とそれにとまなう生活形態の『多様化』は必ずしも家族をめぐる価値や規範の変化によって導かれているわけではなく、構造制約的な要因を背景として生じてきた現象であるとも考えられる。家族の『多様化』をめぐることは、その実態のみならず、家族に関わる規範のとりあつかいをより洗練させていく必要がある。実態の変化は規範の変容をとまなうとは限らないからである<sup>(2)</sup>。」

ここで木戸が「多様化」の背景としている「構造制約的な要因」とは何か。国家と家族の布置関係がその社会でどのように構造化されているのか、その社会で「家族」がどのように概念化されているのか、制度がどのように張り巡らされているのか、これらのことが「構造制約的」に作用することで、むしろ「多様化」が演出されていくという側面を見逃せない。<あるひとつの家族の型>を希求するあまり、そこから抜け落

ちるように「多様化」が生じる可能性。そこでは理想の家族像をめぐるパラドキシカルな現象が起こりうる、ということである。

実態と意識の乖離を家族に関わる制度がどのように調整していくべきなのか。言葉を換えるなら、人々の多様な家族をめぐる経験を、いかにして制度のなかに回収することが可能になるのか。その場合、規範意識をどのように取り扱うことが妥当なのか。本稿での議論の射程はそこまでの広がりがある。

第2節では、筆者が行った調査データを分析し、多様な実態とそのプロセスによって生じる意識の変容について分析していく。第3節では、フランスの家族政策を事例としながら、多様な家族の実態と制度が折り合っていくための可能性について議論していくことになる。

## 2. 「離婚」をめぐる多様な家族実践

本節では筆者が実施した2度に亘る「離婚調査」のデータから、多様な家族の実態とその経験から生じる独特な意識変容について分析する。

「第1次離婚調査」は2003年に始めたもので、調査対象者は親の離婚を経験した高校生以上の子ども（＝親の扶養を受けている人）である。ここでは26名分の一覧を示したが、実際には比較のために親の離婚を経験していない子どもたちにもインタビューを実施しており、総数は52名である。「第2次離婚調査」は日本学術振興会からの助成を受けた共同研究であり、調査対象者は第1次調査の＜子ども＞の立場に加えて、離婚・再婚の当事者および祖父母世代を含めており、より広範な内容になっている。第2次調査は現在も継続中である。2つの調査の概要は次のとおりである。

・第1次離婚調査：＜親の離婚を経験した子どもへの調査＞

＜調査時期＞ 2003年～2005年

＜調査対象者＞ 親の離婚・再婚を経験した高校生以上の子ども（被扶養者であること）＜質問の主な内容＞

・家族構成，親の離婚時の本人(子ども)の年齢，離婚前後の両親の状態，離婚後の生活変化への対応状況，親の再婚の有無，定位家族における父母認知と再編家族における父母認知・きょうだい認知，「家族観（意識）」，本人が望む「結婚観」，親族との交流状況など。

・第2次離婚調査<sup>(3)</sup>（継続中）：＜離婚・再婚に関わる経験についての調査＞

＜調査時期＞ 2012年8月～

＜調査対象者＞

- ① 両親の離婚・再婚を経験している
- ② 離婚・再婚の当事者で，子育てをしている
- ③ 自分の息子・娘が離婚・再婚を経験し，そこに孫がいる
- ④ 子どものいる相手と結婚した

＜おもな調査項目＞

・第1次調査と同様の内容とともに次のような項目を加えた。

・血縁がない親子関係，祖父母と孫の関係性 ・離婚，再婚にともなう社会関係の変化

・家族規範，婚姻規範に関する意識変容など。

【表1：第一次調査対象者】

	＜親の離婚を経験した子ども(調査対象者)＞		
NO	離婚後の家族構成	離婚時の年齢	離婚後の交流

1	母・自分・継父	2歳（再婚小6）	
2	母・自分・妹	2～3歳頃	小1の母が再婚，再離婚
3	母・自分	4歳	父方祖父母と会っている
4	母・自分・妹・母方祖父母	4歳頃	父と数回面会。
5	父（親権者）・母（養育者）	5歳	離婚後の別居を経て，
	姉・自分・妹・妹		離婚のまま再同居。
6	母・自分・妹・妹	6歳頃	
7	母・自分	小1	父とは頻繁に会っている。
8	母・自分・妹・母の彼氏	小1	父に会いたくはない。
9	母・姉・自分	小3	
男10	父・異父姉・自分・妹	小3	（現在，妹と児童施設）
	（1年後に父死亡）		母再婚，年数回面会。
11	母・継父・兄・自分	小4	父は再婚し，子どもあり。
	異父弟		父から経済的援助あり。
男12	母・自分・妹	小4	父とは時々会っている。
			父から経済的援助あり。
13	母・自分・弟	小5	父方祖父母と交流。
14	母・自分	小6	異母兄，異母姉から時々

			連絡あり。
15	父・祖母・自分・妹	小6	
16	父・自分・妹	小6	別れた母とはメール。
17	母・自分・姉	中1	父方親戚と交流継続。 (母に恋人あり。)
男18	母・自分・妹・弟	中1	父とは時々会う。
男19	母・自分	中2	
20	母・自分	中3	その後、父母が復縁。
21	父・自分・妹・父の彼女	中3	母とは会わない。
男22	母・自分	中3	3人で時々会う。
23	母→父・姉・自分	高1	別れた親とはメール。
24	父・自分・父方祖父母	高1	随時、別れた親・きょうだいと会っている。
25	母・姉・自分・妹・父方祖母	高2	父とは会っている。
26	父・自分・弟・父方祖父母	大学1	母とは会わない。 (母は離婚後再婚、出産。)

【表2：第2次調査対象者（継続中）】（一部掲載）

No.	インタビュー日	性別	年齢	立場	備考
1	2012.7.	女	大学4年	親が離婚【子】	

2	2012.8.	女	40代	自身が離婚【母】	自分の親も離婚。16で自立。 子ども3人。
3	2012.8.	女	院生 20代	親が離婚と再婚【子】	大学院を一時休学。 臨床心理士めざす。
4	2012.9.	男	60代	親が離婚と再婚【子】	
5	2012.9.	女	大学生	親が離婚【子】	福祉を専攻
6	2012.9.	女	50代	親が離婚【子】	既婚。息子2人あり。貧困の ため進学できなかった悔し さ。
7	2012.10.	女	大学3年	親が離婚【子】	母はベッドメイクの仕事。
8	2012.10.	女	30代	親が小5で離婚【子】自 身は未婚母	娘10歳
9	2012.10.	女	30代	親が離婚・再婚【子】	既婚。親の離婚より再婚が 嫌。親は自分の幸せ追求。
10	2012.10.	女	40代	親が離婚【子】 自身も離婚【母】	22歳結婚31歳再婚 現在事実婚。母も再婚。
11	2012.10.	女	50代	自身が離婚【母】	小5男児発達障害。
12	2012.10.	女	40代	自身が離婚【母】	夫が浮気。
13	2012.10.	女	50代	自身が離婚【母】	50で離婚。うつ病 息子2人。
14	2012.10.	女	40代	自身が離婚【母】	41で重病。大学生の娘と高 校生の息子。
15	2012.10.	男	30代	親が離婚【子】	児童養護施設
16	2012.10.	女	40代	自身が離婚【母】	元夫の再婚を最近知って複 雑。息子は大学1年。18ま で養育費。



17	2012.10.	女	20代	親が離婚【子】	父の借金で離婚。母はじける。
18	2012.11.	女	50代	親が再婚【子】 自身も離婚【母】 夫の連れ子あり	元夫はDV。 娘大学1年。
19	2012.11.	女	30代	親が離婚【子】母親に彼氏あり 自身も離婚【母】	娘あり。
20	2012.11.	女	30代	自身が離婚【母】	娘あり。大家族で子育て中。
21	2012.11.	女	30代	親が離婚【子】	母は現在事実婚
22	2012.11.	女	20代	父が再婚【子】異母弟あり	既婚無子。夫は再婚で元妻のところに一子あり。
23	2012.11.	男	40代	離婚→再婚【父】	元妻DV。 元妻のところに一女4歳あり。
24	2012.11.	女	30代	離婚→再婚【母】一男つれて再婚	近々出産予定。
25	2012.11.	男	大学3年	親が離婚【子】母が妹を連れていく。自身は長男で下に弟2人。	
26	2012.12.	男	20代	親が離婚【子】両親とも再婚していない。	母の実家で育つ。祖父母とも不仲気味。

(以後の分は割愛)

以下では、2度に亘る「離婚」に関わる質的調査のデータを基に、結婚、離婚、再婚などを通して人々が＜多様な家族のありかた＞をどのように経験しているのかを記述していく。ただし、「第2次離婚調査」は

継続中であることから、本稿で紹介するデータは「第1次離婚調査」からのものが多くなっている。

これらの「家族実践」と呼びうるデータからは、人々の多様な家族経験が必ずしも「家族規範の柔軟化」につながらないというパラドキシカルな状況が説明されるであろう。むしろ、離婚や再婚の経験が、短期的には家族規範の硬直化として現象化する場合もあることが認められる。

山田昌弘は、1988年の家族の範囲をめぐる意識調査のなかで「誰を家族と見なすか」を問うことにより、人々がそれぞれの「主観的家族像」を持っていることを確認した<sup>(4)</sup>。山田のまとめによれば、家族として意識する基準は①血縁、②家族としてすべき活動を一緒にしている、③情緒的に愛着を感じる、の3点である。人々はこの基準を選択的に使用することで、自らの家族関係を形成しているらしいということが指摘されている。第1次調査においては、親の離婚を経験した子どもに「誰を家族とみなすのか」を尋ねた。特に、別れたほうの親をどのように認識するのか、親認知の要件となる基準は何かなどを分析した。その際、別れたきょうだいや祖父母、新たなきょうだいや祖父母との関係性も問うている。経験によって一時的に家族意識の多様化が生じることが確認できた。

上野千鶴子らは、1990年に質的調査を行っている<sup>(5)</sup>。そこでも、「あなたはどの範囲の人々（モノ・生きもの etc.）を『家族』と見なしますか、あなたの家族は誰ですか」という質問をしている。家族が「家族である」と意識される時の根拠・基準は何か、家族の形態と意識のズレはどのようなものか、家族意識は同じ家族メンバーのなかで一致するのかを明らかにしようとした試みである。上野はここで「ファミリー・アイデンティティ」という用語を「家族を成立させている意識・家族とする“境界の定義”」と定義し、分析概念として使用することを提案している。筆者もこの分析概念を使用した。

## 2-1. ファミリー・アイデンティティの伸縮

### —— 自明視していた家族の揺らぎ

親の離婚を経験した調査対象者に対して「現在の家族構成は」と尋ねた。そのあと、話の流れのなかで「あなたにとって家族とは誰ですか」と聞きなおしている。親の離婚あるいは再婚を契機に、それまで自明視されていた「家族」の輪郭がぼやけ、「家族構成」と「家族とみなす人」が一致しない場合が見られた。

#### ◆《「家族構成は？」の問いに対する子どもの「戸惑い」》

- \* 「いちおう母と私の二人暮らしです。家族構成を聞かれるとちょっと構えてしまう。小さい頃から母と二人だったので、たいして気にはしていないんだけど、底のほうではやっぱり気にしてるっていうか・・・。(10代女子)」
- \* 「“家族は？”って聞かれれば、“いちおう母と自分の二人家族”ということなのですが、数年前まではどうやって答えたらいいのか迷いました。父とは頻繁に会っていたので、自分と父との関係は変わっていないというか・・・。数年前から、戸籍上の家族を答えればいいのかって納得して。(10代女子)」

#### ◆ 《ファミリー・アイデンティティの拡大》

・「家族構成」のなかに「同居していない法的制度外の家族」が含まれたり、「家族とみなす人」に別れたほうの親、会ったことのない親や異父(母)きょうだいが含まれたりする場合があった。

- \* 「家族はお母さんと自分だけど、お父さんも家族だと思う。苗字も同じだし、父と親子の縁を切ったわけでもない。(10代女子) : このように、離婚して別れた親を「家族」とみなす場合は多い。

- \* 「現在の家族構成は母と姉と自分です。」「母と姉と姉の子どもたち（甥と姪）も家族に入れてもいいと思う。義理のお兄さんも入れるかな。（別れた）父もいちおう家族じゃないかな。（10代女子）」

姉はすでに結婚しており同居はしていないが、家族構成のなかに入っている。「誰が家族か」の問いには、姉夫婦と子ども、離婚時は幼少であったため記憶すらない別れた父も含めて答えている。

- \* 「今の家族構成は母と妹と姉です。母と父とは再婚で、姉は母の連れ子です。姉は結婚していて、甥が1歳になります。母は再婚していて、そこに5歳の子どものがいます。（10代男子）」

ここでは、父親違いの姉が、すでに結婚していて同居していないにもかかわらず「家族構成」に入れられており、また自分と別れたあと再婚した母親も、法的には母親ではなく、また同居もしていないにもかかわらず「家族」に入れられている。母の再婚家庭で生まれている男子は「おとうと」と呼んでいる。

- \* 「別れたお父さんの（再婚）家庭にも“弟”がいるんです。会ったことはありませんけれど、きっと可愛いと思う。血が繋がっているんだから、今のお父さんとの弟（異父弟）も“弟”だし、別れたお父さんのところの弟（異母弟）も、どちらも“弟”です。“きょうだい”だと思います。家族の範囲に入れてもいいと思います。（10代女子）」
- \* 「家族って、やっぱり、父も家において、母もいて、私と弟と4人揃っている時に家族かなと思います。それが家族の姿かなって。でも、今は3人ですけど、それも家族ですよ。家族っていうなら、両方の祖父母も家族。小さい頃からの記憶とか愛着とか、思い入れからできているのが家族じゃないかな、そういうものがずっと継続しているから、お父さんも家族だし、祖父母も家族なのだと思います。（10代女子）」

\* 「離婚したからって、家族がバラバラになるっている気はしませんでしたね。母がいればよかったし。家族って、会わなくてもつながっているものじゃないかな。会っていないなくても、絶対忘れないじゃないですか。顔は忘れてたりしても、お父さんがいたっていうことは忘れない。思い出も忘れないし。お兄ちゃんとも会っていないけれど、忘れないし、声とか忘れてないです。死んじゃっても、忘れないですよ。家族は忘れないものかなって。忘れようと思っても忘れられない。(10代女子)」

#### ◆ 《ファミリー・アイデンティティの縮小》

・ 別れたほうの親を家族とみなさない場合もある。

\* 「お父さんに対する愛着とか懐かしさはありませんね。へたに月に1回とか会ったりしてるから、かえってお父さんのイメージがなくなっただっていうか、これが4歳ころからずっと会っていなかったりしたら、逆に恋しかったかもしれません。私の家族は母だけです。父は家族の枠に入っていないと思う。(10代女子)」

\* 「別れた父には、愛着はありません。会いたいとも思わない。むしろ、ホッとしています。父がいたおかげで、家で安らぐということを知らずにいましたから。(20代女子)」

・ 離婚後、別れた父親と頻繁に会っているにもかかわらず、「父は家族ではない」と答えている。

\* 「一度、父から“会いたい”と言ってきましたが、私は別に会いたくないからって答えました。それまで何の連絡もなかったんだし、養育費ももらっていないのだから会ってもどうなるのかなっていうか。養育費ももらっていたら、会っていたと思いますけれど。(10代女子)」

・ ここでは、離婚前の父親との思い出がほとんどないこと、その後の関わりが一切なかったことを理由に「会いたくない」。しかし、父親の

再婚家庭にいる子どもには「会ってみたい」とも言っている。

◆母親の再婚相手(=継父)については、実父とは区別されており、同居していても「父」と呼ばれない場合や、家族とみなされない場合が多かった。

\* 「今の父(継父)とは、ほとんどしゃべりませんね。母と再婚したときも、家族でないのに異質なものが入ってくるって感じで、イヤでしたね。今も“お父さん”とは呼べないです。本当のお父さんなら、20年ぶりに会っても“お父さん”って呼べると思うけど。今の父は、やっぱり他人っていうか。何で一緒に暮らしているのかなって思います。(10代女子)」

\* 「父親っていうのは、(継父ではなく)いちおう亡くなった父ですかね。(継父のことを)だれも“お父さん”と呼ばなかったです。あだ名のようなニックネームでずっと呼んでいました。一番小さい妹と継父は血が繋がっていましたが、彼女も“お父さん”と呼んだ形跡はないですね。(10代女子)」

\* 「母と一緒に暮らしている男性がいて、父よりも長く暮らしていることになります。ちょうど10年くらい。事実婚なので、家族構成には入れません。最初は“オジサン”と呼んでいたのですが、本人がそう呼ばれるのを嫌がって、それからは立場をぼかしたようなあいまいな呼び方をしています。あだ名っていうか、ニックネームのようなもので……。私の意識のなかで、その人が家族なのかっていうと、ちょっとあいまいっていうか、別に家族じゃないって排除する気はないので、家族に入ってきてもいいのですが、そうじゃなくてもいいというか……。 “お父さん” はやはり死んだ父です。(10代女子)」

\* 「母の相手は、父親っていうふうには思えませんね。私のお父さん

はやっぱり前のお父さんだけです。今の相手の人は、お母さんのパートナーって言う感じですか。別に、その人が悪い人だとか気に入っていないとか、そういうわけではなくて、どんなに馴染んでいてもそうだと思う。(10代女子)」

- \* 「お父さんと呼んでいるのは(小6の時に)別れたお父さんだけです。母の再婚相手はオジサンと呼んでいます。でも、家族は誰かと聞かれたら、母と弟たちとオジサンですね。お父さんは家族には入らない。家族って、やっぱり共同生活している人ですよ。(30代女性)」

## 2-2. 両親性に対する否定的意識

「家族には(あるいは子どもの養育には)父親と母親の両方が必要だ」とする両親性規範は、親の離婚を経験した子どもには支持されない場合が多かった。しかし、自分が家庭を持った場合を想定して尋ねると、離婚に非寛容である傾向が強い。

長じて、親の離婚を経験した子どもが実際に結婚した場合は、「離婚は絶対にしないと決めていた」などのように離婚に否定的意識を強く持っていたことを示す事例が多い。

### ◆両親性の否定は、あくまで現状を肯定するためのものと思われる。

- \* 「必ず両親が揃わなければならないとは思いませんね。自分も何とか育ってきましたから。(10代女子)」
- \* 「父親がいなくて寂しいとは感じませんでしたね。写真を見ても、覚えていることがないので、ああ、こういう人だったんだ、と思うだけです。家には男性はいませんが、そのことを意識したこともありません。小さい頃の話はあまり思い出したくないですね。(10代女子)」
- \* 「自分の家族を見てきて、女一人で育てていくこともできるんだな

あ、とは思いますがね。いろいろな家族のかたちがあってもいいとは思いますが。(10代男子)」

- \* 「父親がいないからって、不都合なことはなかったですね。別に、父親がいなくてもちゃんと育ちますよ。別にお金に困ることもなかったし。お父さんがいなくてもいいと思う。(10代男子)」
- \* 「お父さんと別居して、お母さんと姉妹たちで暮らしていた頃が一番しあわせだったと思います。父親っていなくてもいいですよ。(10代女子)」
- \* 「私は母親に育てられてますから、父親は別に必要ないって思っていました。(継父はいるけれど)父親がいなくても別に生きていけるって感じで、勝手にそういうものが染み付いていて、母親がずっと面倒を見てくれたので、父親の存在はいらなくていいって考えていました。父親的存在の人は、実質的には私にはなかったです。(10代女子)」

◆父親の必要性には、限定的な言及が目立った。

- \* 「父親がいないということ自体は、今の時代では問題ないと思うし・・・父親は存在感の薄いものというイメージもありますから。ただ、『父の日』は嫌だった。そのときには父がいないということを実感させられましたから。(10代女子)」
- \* 「たまたま、父親がいればこれほど経済的に苦労しなかったのにとすることもありますが、それは仕方のないことだから、自分で何とかしようと思って。バイトでもして進学するしかないって。(10代女子)」
- \* 「離婚したからって、それほど寂しいとは感じなかった。父と一緒に暮らせないのは寂しいけれど、一緒に暮らしている時も出張がちであまり家にいなかったし、父がいないことに慣れていたっていうか、だから離婚してもそれほど生活に変化はなかったんです。(10代女子)」
- \* 「父には可愛がってはもらいましたが、(離婚以前も)仕事とかでいな



いことが多かったから、きょうだい (=父の連れ子だった兄と姉) が  
いなくなったことよりは、気にならなかったですね。お兄ちゃんとお  
姉ちゃんが急にいなくなって、そのほうがショックだった。(10代女  
子)」

- \* 「父がいなくて不自由を感じたのは、経済的なことですね。いろい  
ろお金がかかるのに、父は全然わかっていないと思う。円満な家族  
を否定しないけど、うちの家族みたいなのも仕方がない。仕方がな  
いと自分では思うけど、親には“仕方がない”って思って欲しくな  
い。父親が一度“ウチは離婚してるから仕方がない”って言った時  
に、あんたには言って欲しくないって思った。最後まで責任持てよ、  
って思う。最初に家族っていう形で生んだんだから、最後まで責任  
持てよって感じ。無意識に我慢して、ためている感情もあったかも  
しれないですね、……。(10代男子)」
- \* 「親が離婚して辛かったのは、やはり経済的なことですね。高校生  
になると、お父さんがいなくて楽になって思いましたね。その分、  
お母さんとフレンドリィになれたし、家の中でも気を遣わずに、女  
同士の話がいろいろ出来るし、門限もお父さんのいる家は厳しいみ  
たいだし、母との関係はかえって良かったんですよ。(10代女子)」
- \* 「別れたお父さんはとても立派な人で、尊敬しています。高校に入  
学した時も、短大に入学したときも入学金を払ってくれました。お  
父さんも家庭を持っているのに、悪いなって思います。就職したら、  
お金を貯めて、会いに行きたいと思ってます。(10代女子)」
- \* 「母親とケンカしたりしても、間に入ってくれる大人がいなくて  
いうか、もしお父さんがいれば、少し違っていただのかなって。(10  
代女子)」
- \* 「結婚相手が決まったりしたときには、父親に見てもらいたいなど  
か、そういうことはありますね。それと、父親の感覚ってわからな

いんですよ。だから、自分が結婚しても、父親(=夫)がどういうものか想像つかない。夫婦ってどういう会話をするのかなって。お父さん役割、お母さん役割ってありますよね。うちは、お母さんがお父さんみたいだったから、両方いたら、やっぱり違っていたかも。お父さんはいなくても大丈夫だけれど、やはり寂しいことはありましたね。(10代女子)」

### 2-3. 離婚に対する非寛容的傾向

親の離婚は、その子どもの「一般的な離婚」に対する寛容さにつながるのか。本調査の事例では、自分の親の離婚に関しては批判的な言及は少なかった。ほとんどが、「仕方のないこと」として肯定的に受け入れている。「受身だから、状況に慣れるしかないわけですから(A-7)」というわけである。

しかし一方で、自分が結婚した場合には、「絶対に離婚はしない」という強い口調が目立った。離婚に関しては、むしろ親の離婚を経験していない子どものほうが寛容的であり、親の離婚を経験した子どもは非寛容であるといえる。

- \* 「自分が結婚したら、離婚は絶対にイヤです。自分の子どもには絶対同じ思いをさせたくない。自分の子どもは離婚を経験しても、私と同じようには感じないかもしれないけれど、離婚は絶対にイヤ。(10代女子)」
- \* 「自分が将来結婚するということは考える。そのときには、絶対子どもを自分のような目に遭わせたくない。結婚したからには、離婚はしたくありません。(10代男子)」
- \* 「離婚はしたくありませんね。家族は、父と母と子どもという関係が守られていたほうが良いと思いますから。特に男の子がいた場合は、やはり母親では教えられないことがあると思うし、父親と母親

が揃っていたほうがいい。(10代男子)」

- \* 「私は無駄なことは嫌いなんです。結婚して離婚するなんて、ものすごくムダですよ。私は絶対にそんなことはしたくない。離婚するくらいなら、最初から結婚なんかしません。(10代女子)」
- \* 「長く付き合っ、本当に結婚相手として大丈夫かどうか確かめる。離婚はしちゃいけないって思ってますから。(10代男子)」
- \* 「結婚したからには、離婚はしたくないですよ。親ができなかったから、今度は自分が親になって、愛のある家庭を築きたいという気持ちもあるし。(10代男子)」

\*

・第2次調査でも、親の離婚・再婚を経験して成長した子ども(の立場だった人)から、離婚・再婚への寛容・非寛容な意識が語られている。

- \* 「離婚家庭で育ちましたから、自分が結婚したら、絶対に離婚はしないって決めていましたね。普通の結婚をして子どもたちが育ってくれて、やっと人並みの家庭を築けたと思っています。(50代女性)」
- \* 「親が別れたときのことは、どんなに小さくたって忘れないんだよ。俺は母親が出て行った日のことをハッキリ覚えているよ。絶対に忘れないんだよ、子どもってそういうもんなんだ。離婚する親なんて、大バカだ。子どものことより自分のことを考えているだけなんだ。相手が浮気したり、暴力をふるったりしたとしても、それを見抜けないで結婚したんだから、それは自分の責任じゃないか。離婚するのは親のエゴだね。(62歳男性)」
- \* 「親が再婚するのは、子どもの幸せより自分の幸せを優先させてるってことじゃないですか。(40代女性)」

一方で、親の離婚を経験した直後は「離婚」に対して非寛容であったが、その後の成長過程のなかで寛容性を得ることによって「楽になっ

た」と語る事例もあった。

- \* 「専門学校を卒業する頃までは、結婚したら離婚はすべきではないとか、いろいろなことを固く考えていましたが、仕事をするようになってからだんだんと許せるようになりましたね。気持ちが自由になってきたというか、それで自分も楽になったように思います。(27歳女性)」

### 3. 家族をめぐる多様性—実態・規範意識・制度

ここまでは「離婚」を切り口としながら、家族をめぐる多様な経験についてデータをもとに考察してきた。現実には、人々の経験の多様性が必ずしも家族規範の柔軟化にはつながらないということが明らかになっている。この規範意識の堅固さが、離婚を経験した様々な立場の家族メンバーに無用の「スティグマ (烙印)」を負わせる根拠にもなっているのである。

- \* 「私は世間の型から外れた生き方を生きてしまったので、子どもたちにはフツウの結婚生活をしてほしかった (60代女性)」

- \* 「(離婚して) 出て行った母のことを聞かれて、ばあちゃんの介護のために地方にいる、とウソをついてしまいました。ウソをついたんです。(10代男子)」

またデータからは、離婚に関わる経験をしてきた人々が周囲の非寛容なまなざしに晒されている場合が多いことも明らかにされた。それは、離婚前の社会関係の維持を困難にする。

- \* 「(中学生だった) 兄は、それまで仲良く付き合っていた友達の親が“あそこ親は離婚したんだから、もう付き合うな”と言っていると聞いて、それから不登校になりました。(30代女子)」

本節では、家族規範に多元主義的視点を取り込むことの可能性、また、それによる制度改変への可能性について検討する。家族規範に多元主義的視点を取り込むとは、一体どういうことを意味するのか。私たちが「家族」をもっと可變的なものとして寛容に観念すること、そのことによって多くの人が抱いている家族像に新しい回路を拓くことではないか。多元主義的な視点を制度に取り込むには、どのような環境が必要なのか、「家族」をめぐるこのような議論を始める時期だろう。

### 3-1. 「多様性」を包み込む制度へーフランスの家族政策の転換点

日本の結婚は「入籍」が大きな意味を持つ。それは、法的な婚姻が（他の形態のカップルと比べて）圧倒的に優位な社会制度になっていることと無関係ではないだろう。

フランスの家族法においては、「カップル」という大きな枠組みのもとで、「結婚 Mariage」「パックス PACS（連帯民事契約）」「内縁 Concubinage」という形態の区分を設けている。この3種類のカップル形態はすべて法的に認められており、もちろん社会的承認も得ている。カップルになろうとする人々はその形態を自由に選択することができる。1999年に創設されたパックス（PACS）は、当初の立法意図では同性同士のカップルを法的に承認していこうとするものであったが、現在では異性同士のカップルが共同生活の選択肢の一つとして選択することが多くなっているのが現状である。「結婚」に比べると、カップル関係の解消の際の手続き等が簡略であることが特に若いカップルには受け入れられているらしい。ともあれ、パックス（PACS）の存在は、現在のフランスという国がカップル関係に対して寛容であり、それらに普遍的な社会的承認を与えている象徴的な制度と見なされている。井上たか子によれば、具体的に行政の施策面での運用を見るならば、家族給付の申請書においても家族状況の記載欄には、「法律婚」・「パックス（連帯民事契

約)・「法律婚でもなくパックスでもなくカップルで生活」・「共同生活の繰り返し」という選択肢が用意されているという<sup>(6)</sup>。ここでは、「どのようなカップルのもとに生まれたか」によって子どもの権利が著しく差別されることはないという点が重要である。フランスでは1970年前半の法改革以来、すべての子どもが親の結婚形態にかかわらず法的に平等であることが保障されているのである。実は、現在では親の結婚のありかたによって子どもの「正統性」を承認するという制度を取っている国は少ない。婚外子と嫡出子との差別が民法で規定されている日本の例は少数派である。<sup>(7)</sup>

日本の厚生労働省もフランスの家族に関わる政策について注目している。というのも、フランスが少子化を克服した国として認識されているからである。2010年のフランスの合計特殊出生率は2.01で人口置換水準を越え、人口は35万8000人の増加となった。

日本からの関心の中心は諸々の「家族給付」や多様な子育て支援システムにある。法学者の神尾真知子の説明によれば、フランスでは、「家族給付」というものが家族政策の中心となっており、これは社会保険や労働災害補償とともに社会保障の柱のひとつとなっている。「社会手当」であるから、社会保険のように保険料の拠出が要件とされることもなく、また生活保護のように資産調査もない。それは普遍的と言える性格を持っていると言える。結婚形態や子どもが養子か否かというようなことで給付が制限されることはない。だから、個人のライフコースの選択で手当での受給が不利になることもないのである。この点は日本の政策と大きく理念が異なるように感じられる。

強調しておきたいことは、フランスにおいては多様化する家族のあり方に法制度が大きく歩み寄っていったというプロセスについてである。家族、カップルの多様性に対して寛容な法制度や政策を打ち出していくまでには、それ相応の道筋があったと思われる。

フランスにおける家族の規範意識は、カトリックの文化的土壌もあり、むしろ日本以上に厳格であったと思われる。実際に、1975年までは合法的な中絶が認められておらず、在学中に妊娠した場合には強制的に退学させられ、出産後の復学をも許されないなど、社会的サンクション（制裁）に近いような対応がされていた。

歴史的な意識変容の契機としては、1968年の五月革命が大きな影響力を持ったと認識されている。1970年代には家族の多様化が現象化し、離婚もそうだが特に事実婚が顕著に増えるという現象があった。

このような時代的な潮流のなかで注視しておきたいことは、家族法に関わる立法理念が現実起きていた家族の多様化に対応して、それを受け入れる方向へシフトしたことである。法家族社会学者である丸山茂の一連の研究成果によれば、それは国家が家族のありかたを統制する（コントロール）という従来の行政的態度から、人々の家族実践との関係性を国家の側から調整する（レギュレーション）という態度への大きな変化であった。丸山の言葉を引くならば、「家族を方向付け、統制可能であると考えたコントロール思想から多様化する現実を受け入れ、それらとの共存、対抗、矛盾、緊張感黄を見据えたうえで社会を調整する過程を見るレギュレーション思想へ」の転換ということである。「家族のレギュレーションという視点は、社会構成員の行為を社会的な強制への適合という観点から見るのではなく、社会を構成員たる行為者＝アクターと社会システムとの相互関係として見ていこうとするものである。」ここでは、国家と家族が対等な関係性を構築している。

### 3-2. 「家族単位モデル」へのこだわり—日本特有のバランス

日本における家族と制度との布置関係は、どのような理念によって支えられているのだろうか。

高度経済成長期に陰りが見え始めた 1970 年代後半以降の日本におい

ては、女性の就業率の上昇や高まる男女平等への潮流に対して、社会の基礎的単位としての家族秩序をどのように維持するのかが政治的課題であったことが窺われる。男女平等への潮流と既存の家族秩序の維持という背反しがちな課題に対して、硬軟のバランスを絶妙に取りながら施策を実行している。年代を追って振り返ってみよう。

1970年代は世界的には男女平等の胎動期であり、国内的には高度経済成長から低成長への転換期であった。1975年は国連が定めた国際婦人年がスタートする。アメリカから起こったフェミニズム運動はヨーロッパ諸国へも波及し、日本にも影響を与えた。女性労働の拡大、高学歴化とともに、近代家族の象徴でもあった専業主婦率はそろそろ頭打ちになってくる。そのようななかで、1976年に家族法が改正され、「婚氏統稱制度の創設」が実現する。ここでは増加する離婚家族への配慮を見せている。その一方で、低成長期へと転じたこの時期に政策方針として公言されたものは「日本型社会福祉論」である。「家族は福祉の含み資産」と言われ、「家族単位モデル」を堅持することで社会保障を代替していく方針が確認される。この流れは、80年代の年金改革などの専業主婦保護政策につながっていく。

1980年代は国外からの圧力を受けながら性差別を撤廃していく政策が進む一方で、家族秩序の維持や家庭内の主婦の地位も強化されていくという、まさに日本的なバランスが政治的にとられていく。

1980年に「女子差別撤廃条約」に署名した日本は、その後の批准に向かって国内の男女平等環境の整備に本格的に着手していく。1985年の男女雇用機会均等法の制定をもって、「女子差別撤廃条約」の批准を実現させた。一方で、年金改革によって「女性の年金権」が確立され第3号被保険者制度や配偶者特別控除も創設される。これらは、ひとつのライフコースへの誘導に近く、そこに留まることで優遇されることが露骨に示されている。多様化する家族のあり方に対応することとは真逆の政策と



言わざるを得ない。低賃金で働く主婦の増加は、経済学者から最低賃金の固定化につながるとの指摘を受け続けていた。高齢社会におけるケアワークの担い手としての期待を専業主婦に負わせる政策も、すでに時代遅れであった。ケアワークの社会化という流れではなく、むしろ私事化していく方向へ傾いた政策がまずとられたのである。

2000年代にかけては、少子高齢社会への対応に追われることになる。日本の家族政策は、男女平等化よりも少子化のインパクトを強く受けた。少子化対策という文脈の中で、男女共同参画社会が目指され、子育て支援が整備され、家族政策が打ち出されていく。フランスのように理念的な基軸を転換するというのではなく、少子化への対症療法的な施策が特徴的であろう。

### 3-3. まとめ — 家族規範の多元化はどのように可能か

「離婚」をめぐる調査データの分析から、人々の家族に関わる多様な経験は、規範意識を多元化する方向に直線的に働くわけではないことが示唆された。戦後の日本の家族に関する施策も、規範意識を維持することに力を注いできたという側面がある。それならば、日本において家族規範が寛容に緩み、多元性に向かっていく可能性をどこに求められるのだろうか。

法学者の二宮周平は、日本において維持されている婚姻規範は、それを下支えする法制度によって強化されていると指摘している。

法的規範のありかたは、社会のなかでの人々の「まなざし」のありかたを規定する。つまり、人々の「まなざし」の向けられかたは法的規範に準拠している。離婚を経験した調査対象者からは、制度的にもたらされる不利益もさることながら、むしろそれ以上に、周囲のまなざしの変化によって生きづらさが生じていることが語られた。

家族のありかたの多様性を認めながら、新たな規範意識を穏やかに模

索することはできないか。実態と意識の乖離を看過すれば、家族をめぐる制度の正当性はむしろ脆弱になるだろう。また、制度的婚姻への忌避として、非婚化はますます進むだろう。

世帯類型の趨勢を見れば、すでに核家族世帯は主流ではない。〈あるひとつの型〉を社会的基礎単位として考えることは実情に合っていない。早急に社会システムの基礎を個人単位に組み直すことが迫られている。社会の男女平等化と民主化をもっと徹底して推し進めることが必要である。雇用の安定、経済格差の縮小、男女不平等の是正、同一労働同一賃金の確立など、それをもってして、はじめて安心と信頼の社会のなかでの子育てが可能となる。経済の活性化も、迂遠のようではあるが、そのような社会での人々の安心感こそが鍵となるのではないか。「家族」を生き延びさせるにはそれしかない。

日本の経済界は、実はいち早く家族政策への提言を行ってきた。例えば、1998年経済同友会の少子化対策に関するレポートにおいては、夫婦別姓選択制度の導入、婚外子の相続差別撤廃、同棲の社会的容認を提言しているのである。家族規範を寛容な方向性に向けることが、経済活性化にも必要だという判断のようだ。2006年の東京商工会議所の「少子化問題に関する提言」においては、伝統的結婚以外の形態について寛容であるべきだという方向性が示唆されている。

2012年(平成24年)12月に内閣府が実施した『家族の法制に関する世論調査』においては、「選択的夫婦別姓」を容認する人の割合が前回調査(平成13年)より減少するという結果であった。「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」が、29.9%から35.0%へと上昇に転じたのである。一方で、「家族のなかで名字が違ふと一体感が弱まるか」という問いに対しては、「影響しない」と答えた割合が56.0%から59.8%へと、4ポイント近く前回調査(平成18年)を上回った。家族に関わる法規範を維持しつつ、現実の

多様化にも即応しているような人々の意識が読み取れる。それを家族秩序や規範を守りつつも、直面する現実には柔軟に対応していくという特有のバランス感覚だと看過できるのか。問題化している諸々の家族法制度と現実との整合性の議論とどのように絡んでいくのか。現在継続中の離婚調査のデータと照応させながら精緻な分析を加える必要があるだろう。

先にも引用した丸山茂は、「型にはまらない個別的な生き方に根ざした家族のあり方」を「家族の自律性（オートノミー）」と指摘しつつ、「自在に変容を遂げる家族に焦点を置き、家族を社会秩序の下位組織とみるのではなく、むしろ社会のあり方を積極的に決定づけていくという側面に視点を置こう」という視点を提起している。それは、「社会が切り捨てた、あるいは周辺化した家族慣行にも光を当て、その多様性のうちに社会を再検討することはできないかということへの問題関心の移行」であり、そのような発想の転換こそが時代に対応したものであることを強調する。それはNPOなどの市民の力の台頭という時代背景とも無縁ではない。周辺化されてきた人々がネットワークを形成し、手を伸ばし合う状況が家族の自律をエンパワメントしていると言えるのであり、そのことによってこそ、家族の多様化に応答する風通しのよい社会の実現につながる。

第1節で言及したとおり、多様化は「構造制約的要因」を背景に生み出されているという側面がある。多様化が周辺化につながることは、制度的な配慮がさらに必要である。本稿では家族法と規範意識に関する精緻な検討を十分になし得なかったが、制度や施策の影響も含めて議論を進めることを今後の課題としたい。

[註]

- (1) 「近代家族」の特徴について、落合恵美子は8項目を挙げている。(落合, 1985, 1989)。その後、研究者間で「近代家族」の定義について議論が繰り返されてきた。
- (2) 「多様化」についての精緻な議論の系譜は木戸功(2010)が詳細な議論をしている。(木戸, 2010)
- (3) 本調査は2012年度学術研究助成基金助成金を受けた『ステップファミリーにおける孫と祖父母の関係に関する実証的研究』によるものである。(代表:小野寺理佳, 筆者は分担研究者)
- (4) 「誰があなたの家族か」という問いに対して、例えば「ペット」を答えることがあり、家族の定義の広がりや「主観的家族論」として提示した。(山田, 1994)
- (5) 「ファミリー・アイデンティティ」という分析概念は上野千鶴子が初めて提言したものである。(上野, 1994)
- (6) 神尾真知子「フランスの家族政策と女性—<一家の稼ぎ手モデル>を前提としない家族政策とは?」, 『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』2012年

[おもな参考文献]

- 木戸功 2010 『概念としての家族—家族社会学のニッチと構築主義』新泉社
- 井上たか子編著 2012 『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』勁草書房
- 神尾真知子 2012 「フランスの家族政策と女性—「一家の稼ぎ手モデル」を前提としない家族政策とは?」井上たか子編著『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』勁草書房
- 落合恵美子 2000 『近代家族の曲がり角』角川書店
- 落合恵美子 1985 「近代家族の誕生と終焉」『現代思想』
- 落合恵美子 1989 『近代家族とフェミニズム』勁草書房
- 山田昌弘 1994 『近代家族のゆくえ』新曜社
- 上野千鶴子 1994 『近代家族の成立と終焉』岩波書店
- 丸山茂 1999 『家族のレギュレーション』御茶の水書房
- 丸山茂 2005 『家族のメタファー—ジェンダー・少子化・社会』早稲田大学出版部
- 丸山茂・橘川俊忠・小馬徹編 2007 『家族のオートノミー』早稲田大学出版部
- 有地亨・老川寛編 1992 『離婚の比較社会史』三省堂
- 横山文野 2002 『戦後日本の女性政策』勁草書房

- ジャック・コマイユ 2002 (丸山茂・高村学人訳)『家族の政治社会学—ヨーロッパの個人化と社会』御茶の水書房
- 野澤慎司 2008 “The social context of emerging stepfamilies in Japan: Stress and support for parents and stepparents,” Jan Pryor ed, *The International Handbook of Stepfamilies*, New York : John Wiley & Sons.
- Craig Donnellan 2002 “The Future of Marriage”, Independence

(かじい しょうこ, 札幌大谷大学社会学部教授)